

会津美里町公告 第 23 号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び会津美里町財務規則(平成17年規則第43号)第112条の規定に基づき、次のとおり制限付一般競争入札について公告する。

令和 4 年 5 月 9 日

会津美里町長

杉山 純一

1	工事番号	総工 第3号
2	工事名	火の見櫓及び防火水槽撤去工事
3	工事場所	会津美里町氷玉字家登丁 地内
4	指定工種	解体工事
5	工事の概要	火の見櫓解体及び運搬、基礎解体（1箇所） 防火水槽解体、フェンス撤去、上部取壊し、水槽内埋め戻し（1箇所）
6	工期	令和4年5月30日から令和4年8月29日
7	予定価格	事後公表
8	最低制限価格	設定なし
9	入札参加資格要件	入札に参加できるのは、入札時において次の①から⑫に掲げる要件をすべて満たしている者とする。
	①	会津美里町令和3・4年度工事等請負有資格業者名簿に登録されていること。
	②	登録内容 本町に、解体工事の工種登録があるもの。
	③	所在地区分 会津美里町に本店又は支店がある業者。
	④	建設業の許可 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項による許可を受けていること。
	⑤	技術者の配置 この工事に対応する資格を有する技術者を主任技術者として施工現場に配置できること。
	⑥	会津美里町競争入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。
	⑦	令和4年5月25日現在において市町村税等を滞納していないこと。
	⑧	工事施工実績 平成29年4月1日以降に同種工事の実績があること。
	⑨	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
	⑩	設計図書を閲覧していること。
	⑪	会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続き又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
10	設計図書の閲覧	
	①	閲覧場所 会津美里町役場本庁舎2階 総務課 事務室
	②	閲覧期間 令和4年5月10日(火)から 令和4年5月24日(火) まで 土日・祝日を除く、午前9時00分から午後5時00分まで(正午から午後1時までを除く。) 設計図書閲覧申請書(様式第1号)に必要事項を記入し持参すること。 閲覧期間内において、設計図書の閲覧ができる。
11	設計図書等に対する質問	
	①	質問方法 本工事に関する質問は、原則として指定の質問書によりFAXで送信すること。なお、送信後確認のため、必ず電話連絡すること。
	②	質問書送付先 会津美里町役場本庁舎2階 総務課 電話番号 0242-55-1119 FAX番号 0242-54-7710
	③	質問期間 令和4年5月10日(火)から 令和4年5月16日(月)正午まで
	④	質問に対する回答方法 質問書の回答は、後日すみやかに質問者にFAXで回答する。

12	入札方法	
	① 入札方法	直接入札
	② 提出書類	入札書・工事費内訳書 工事費内訳書は、町様式により提出すること。
13	入札日時等	
	① 入札日時	令和4年5月25日(水) 午前10時00分
	② 入札場所	会津美里町役場 本庁舎2階 206会議室
14	入札回数	2回までとする。
15	入札の無効	① 町の入札参加資格に必要な資格のない者がした入札 ② 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められた者のした入札 ③ その他、入札の条件又は町において特に指定した事項に違反した入札
16	落札候補者の決定	予定価格110分の100を乗じて得た価格の範囲内で最低の価格の入札者を落札者とする。ただし、公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格以内の価格で入札した次順位者を落札者とすることがある。同額落札者のあるときは「くじ」により落札者を決定する。
17	入札参加資格要件の審査に関する事項	
	① 落札候補者は、資格確認に必要な書類の提出を求められた場合には指示を受けた日を含め2日以内に当該書類を提出しなければならない。	
	② 提出書類	制限付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第7号)建設業法第3条第1項に規定する許可書の写し、最新の経営事項審査結果通知書の写し、市町村税等の納税証明書、その他指示された書類
	③ 提出場所	会津美里町役場 本庁舎2階 総務課 管財契約係
18	落札者の決定	落札候補者が入札参加資格を有すると確認され、当該落札候補者を落札者とすべきと決定されたときは、速やかに電話等確実な方法により通知する。
19	入札保証金	免除
20	契約事項	契約については、会津美里町財務規則及び会津美里町工事請負契約約款に基づき契約締結する。
21	契約保証金	契約を締結しようとする者は、会津美里町財務規則第97条の規定により、請負代金又は契約代金の額の100分の10以上の額の契約保証金を納付又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、町長が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社)の保証に係る証書を提供しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこれを免除する。 ① この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証保険契約を締結している場合 ② この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結している場合 ③ 会津美里町財務規則第99条第1項第4号の規定に該当する場合 ④ 請負金額が300万円未満の工事請負契約である場合
22	その他	① 契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決を得たときに地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項に規定する契約書とみなすものとする。 ② 本公告に係る様式等については町ホームページでダウンロード可能である。